

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和元年5月27日
発信課 担当者	保健所 健康推進課 伊藤, 松尾
連絡先	電話 25-6315
	FAX 26-7733
	E-mail kenkousuisin@city.asahikawa.hokkaido.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	令和元年7月1日 ~
発表項目 (行事名)	健康増進法の改正に伴う, 受動喫煙防止対策について (第一種施設の施行について)
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>1 概要 望まない受動喫煙の防止を図るため, 平成30年7月25日に「健康増進法の一部を改正する法律」が公布され, 段階的施行を経て, 2020年4月1日に全面施行となります。</p> <p>改正法では, 多数の者が利用する施設等の区分に応じ, 一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに, 当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定められています。</p> <p>このことにより, 「第一種施設」に区分されている学校, 病院, 児童福祉施設, 行政機関の庁舎等については, 7月1日から敷地内禁煙(屋外で, 受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置できる)が義務づけられます。</p> <p>2 法令の施行スケジュール 平成30年7月25日 「健康増進法の一部を改正する法律」公布 平成31年1月24日 「一部施行①」(国及び地方公共団体の責務等) 令和元年7月1日 「一部施行②」「学校, 病院, 行政機関等」 令和2年4月1日 「全面施行」(上記以外の施設等)</p> <p>3 参考 厚生労働省ホームページ https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/</p>
添付資料	有 ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合, 資料の内容を記入すること。なお, 別途冊子等の配付を希望する場合は, その旨記入すること。
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	

マナーからルールへ。

改正健康増進法が施行されます

学校、病院、児童福祉施設
行政機関の庁舎等は

今年の **7月1日** から



原則 **「敷地内禁煙」** になります。

受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等が主に利用する施設は、
より一層の受動喫煙対策を徹底することとされています。

ただし

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に
喫煙場所を設置することができます。

喫煙場所設置の条件

- 1 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。
例) 建物の裏や屋上など、喫煙のため以外には通常利用することのない場所
- 2 喫煙できる場所とできない場所が明確に区別されていること。
例) パーテーション等による区画
- 3 喫煙できることを示す標識を掲示すること。
標識は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
- 4 20歳未満の人は立ち入ることができません。

※4つ全てを満たしていること

【相談先】

受動喫煙対策に係るコールセンター(厚生労働省)

電話番号 03-5539-0303(受付時間 9:30~18:15(土日・祝日は除く))

※上記以外の多数の者が利用する施設については、令和2年4月1日から原則屋内禁煙となります。

旭川市保健所 健康推進課 健康推進係

旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎3階 電話番号 25-6315

マナーから
ルールへ。



病院・学校

敷地内禁煙!
(屋外に喫煙場所設置可)



飲食店

原則屋内禁煙!
(喫煙専用室のみ喫煙可)



オフィス・事業所

原則屋内禁煙!
(喫煙専用室のみ喫煙可)

なくそう!
望まない受動喫煙。



事業者のみなさんへ

2020年へ向けて、屋内原則禁煙。喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。
多くの人を利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となります。

病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所、
行政機関の庁舎等

2019年7月1日から
「敷地内禁煙」です。

※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。

飲食店

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。

オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送
事業船舶・鉄道、その他全ての施設

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。

▼ 飲食店についての経過措置 ▼

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

- Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？
- Q2 資本金又は出資の総額5000万円以下ですか？
- Q3 客席面積は100㎡以下ですか？

！ お住まいの自治体によっては、改正健康増進法以外にも、独自の条例によって、受動喫煙防止に関する義務が定められている場合があります。詳細については各自自治体へお問い合わせください。

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可

店内喫煙



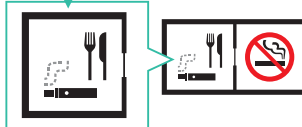
屋内禁煙

喫煙のみ可



喫煙専用室設置

飲食等も可



加熱式たばこ専用の喫煙室設置

飲食可



店内での喫煙可

改正法の施行後に施設内での喫煙を可能にするためには、各種喫煙室の設置*だけでなく、その運用に関しても様々なルールの遵守が必要となります。事業者の皆さんが喫煙室の検討を行う際には、以下のような事項に気をつけて、よく検討するようにして下さい。*省令で定める基準を満たす必要があります。詳細は最下段HPへ。

喫煙室の標識掲示

施設に喫煙室がある場合、
標識の掲示が義務付けられます。

20歳未満は立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリア
に立ち入らせることはできません。

従業員への受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずる
ことが必要です。

違反時の罰則等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用
されることがあります。

事業者の皆さんへの、 財政・税制支援等について

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等に係る、
財政・税制上の制度が整備されています。
また、喫煙室の設置等に関する相談窓口や測定機器の貸出も行っています。

【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

詳しくは、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

【税制措置】特別償却又は税額控除制度

2021年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)又は税額控除(7%)の適用を認めます。

詳しくは、<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000338604.pdf>のP12



詳しい情報はこちらへ
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙

